

令和5年5月9日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業における
申請書類の追加等に係る周知について(依頼)

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記について通知がありました。大阪府では、国の事業を活用し、がん患者等が希望をもって治療に取り組めるよう、令和3年度から、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊よう性温存治療に要する費用の一部を助成しています。

また、昨年度からは国の制度改正を踏まえ、温存後生殖補助医療についても、新たに助成の対象に追加されたところです。

このたび、国の要綱改正を踏まえ、申請書類の追加および様式等が変更されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○主な変更点

1. 妊よう性温存治療のうち胚（受精卵）凍結に係る申請時に、婚姻関係の確認ができる書類戸籍謄本等の提出が必要になります。**(令和5年6月1日より適用)**
2. 妊よう性温存治療・温存後生殖補助医療について、助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、当該医療機関が作成する証明書（様式第1-2-2号・様式第1-7-2号）等の提出が必要になりました。
3. 温存後生殖補助医療に係る申請時に、助成上限額の確認のため、指定医療機関に記入いただく治療内容詳細を示す様式第1-7号（別紙）の提出が必要になりました。
4. 様式第1-1号、様式第1-6号（患者記入用）
様式第1-3号（原疾患治療実施医療機関記入用）
様式第1-2号、様式第1-7号、様式第3号（指定医療機関記入用）
等を変更しました。

○その他詳細については、大阪府ホームページをご参照ください

- ・【がん疾患】がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業
(担当) 大阪府健康医療部健康推進室 健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ
URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/ninyosei/index.html>
- ・【非がん疾患】がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業
(担当) 大阪府健康医療部保健医療室 地域保健課疾病対策・援護グループ
URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/nanbyo/ninnyouhigann.html>

<事務局>

大阪府医師会 地域医療1課
TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875
大阪府医師会 地域医療2課
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737